

## 貯金単独承継届

所属所番号 〇〇〇	組合員番号 〇〇〇〇〇	所属所名 〇〇市役所	
(フリガナ) 元組合員氏名	キョウサイ タロウ  共済 太郎	元組合員 死亡年月日	令和〇年 〇月 〇日

同順位の相続人(裏面参照)を記入してください。

相続人氏名	続柄	住所
共済 一郎 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">共印</span>	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input checked="" type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> その他 ( )	〒 〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇〇—〇 TEL 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇
茨城 花子 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">茨印</span>	<input checked="" type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> その他 ( )	〒 〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇群〇〇町〇〇—〇〇 TEL 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇
<span style="border: 1px dashed gray; border-radius: 50%; padding: 2px;">実印</span>	<input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> その他 ( )	〒 — TEL ( )
<span style="border: 1px dashed gray; border-radius: 50%; padding: 2px;">実印</span>	<input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> その他 ( )	〒 — TEL ( )
<span style="border: 1px dashed gray; border-radius: 50%; padding: 2px;">実印</span>	<input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> その他 ( )	〒 — TEL ( )

上記元組合員死亡のため、相続人の協議の結果、私が相続人代表者として承継することとなりましたので届出いたします。  
 なお、相続人その他の権利関係を有する者は、私(私たち)のほかにおりません。また、本件についてどのような事故が起こりましても、私(私たち)がその責任を引受けます。

茨城県市町村職員共済組合理事長 様

令和〇年 〇月 〇日

相続人代表者 共済 一郎 共印

必要書類 原本を各1通添付してください。

- ①元組合員の除籍謄本
- ②元組合員と相続人代表者の関係がわかる戸籍謄本(①で確認できないとき)
- ③相続人代表者及び相続人の印鑑登録証明書

## 法定相続人について

相続人となる方は、民法により以下のように定められています。

配偶者	亡くなられた方の配偶者（戸籍法に基づく婚姻の届出をした方に限ります。）は常に相続人となります。
第1順位の相続人	亡くなられた方の子供は第1順位の相続人となります。
第2順位の相続人	亡くなられた方の直系尊属（父母、祖父母など）は、第1順位の相続人およびその代襲相続人※がない場合に限り、相続人となります。
第3順位の相続人	亡くなられた方の兄弟、姉妹は、第1順位の相続人およびその代襲相続人・第2順位の相続人がいない場合に限り、相続人となります。

※法定相続人となるべき子供や兄弟、姉妹が先に亡くなっている場合、その亡くなられた方の子供、または兄弟、姉妹の子供が代襲相続人となります。

